

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名又は作業名	騒音規制法		環境の保全と創造に関する条例		
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	
圧延機械	1-イ	金 属 加 工 機 械	1	・動力が22.5kW以上のもの	
製管機械	1-ロ		2	・すべてのもの	
ベンディングマシン	1-ハ		3	・動力が3.75kW以上のもの	
液圧プレス	1-ニ		4	矯正プレスを除く	
機械プレス	1-ホ		5	・呼び加圧能力が30トン以上のもの	
せん断機	1-ヘ		6	・すべてのもの	
鍛造機	1-ト		7	・すべてのもの	
ワイヤーフォーミングマシン	1-チ		8	・すべてのもの	
プラスチック	1-リ		9	・すべてのもの	
タンブラー	1-ヌ		10	・すべてのもの	
切断機	1-ル		-	-	
空気圧縮機	2		-	-	
圧縮機	-	-	11	・動力が7.5kW以上のもの	
送風機	2		12	・動力が3.75kW以上のもの	
破碎機又は摩砕機	3		13	・すべてのもの(土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造のように供するものは動力が7.5kW以上のもの)	
ふるい機又は分級機	3		14	・動力が7.5kW以上のもの	
織機	4		15	・原動機を用いるもの	
コンクリートプラント	5-イ		16	・すべてのもの	
アスファルトプラント	5-2		17	・すべてのもの	
ロール機	6		34	・破碎機及び摩砕機を除く	
ドラムバスター	7-イ	木 材 加 工 機 械	18	・すべてのもの	
チップパー	7-ロ		19	・すべてのもの	
碎木機	7-ハ		20	・すべてのもの	
帯のこ盤	7-ニ		-	-	
丸のこ盤	7-ホ		-	-	
電動のこぎり機	-		-	21	・動力が0.75kW以上のもの
かなな盤	7-ヘ			22	・動力が0.76kW以上のもの
抄紙機	8			23	・すべてのもの
印刷機械	9			24	・原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機	10			25	・すべてのもの
鋳型造形機	11		26	・ジヨルト式のものに限る	

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名又は作業名	騒音規制法		環境の保全と創造に関する条例	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—	—	27	・出力が3.75kW以上のもの
工業用ミシン	—	—	28	・同一建物に10台以上設置するもの
ニューマチックハンマー	—	—	29	・すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又は、コンクリートブロックの製造機	—	※ 5-イに含まれる	30	・すべてのもの
金属用打抜機	—	—	31	・動力が2.25kW以上のもの
グラインダー	—	—	32	・サンダー及び切断機を含み工作用研磨機を除く
工業用ミキサー	—	—	33	・すべてのもの
重油バーナー	—	—	35	・重油使用料が1時間当たり150以上のもの
ゴム、皮又は、合成樹脂の打抜機又は裁断機	—	—	36	・すべてのもの
スチームクリーナー	—	—	37	・すべてのもの
金属工作機械	—	—	38	・同一建物内に5台以上設置するもの
石材引割機	—	—	39	・すべてのもの
ドラム罐洗浄機	—	—	40	・すべてのもの
板金又は製罐の作業	—	—	41	・厚さ0.5mm以上の金属版を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	—	—	42	・すべてのもの
建設材料置場における運搬作業	—	—	43	・動力を用いる機械を使用する作業に限る ・土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの

振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名又は作業名	振動規制法		環境の保全と創造に関する条例	
	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
液圧プレス	1-イ	・矯正プレスを除く	1	・矯正プレスを除く
機械プレス	1-ロ	金 ・すべてのもの	1	金 ・すべてのもの
せん断機	1-ハ	属 ・原動機の定格出力が1kW以上のもの	1	属 ・原動機の定格出力が1kW以上のもの
鍛造機	1-ニ	加 ・すべてのもの	1	加 ・すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン	1-ホ	工 ・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの	1	工 ・原動機の定格出力が37.5kW以上のもの
打抜機	-	機 -	1	機 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
製管機械	-	械 -	1	械 ・すべてのもの
圧延機械	-	-	1	・原動機の定格出力が22.5kW以上のもの
圧縮機	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	2	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	3	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	3	・原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
織機	4	・原動機を用いるもの	4	・原動機を用いるものに限る
コンクリートブロックマシン	5	・原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの	5	・すべてのもの
コンクリート管製造機械	5	・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	・すべてのもの
コンクリート柱製造機械	5	・原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの	5	・すべてのもの
ドラムバーガー	6-イ	木 材加工機 ・すべてのもの	6	木 材加工機 ・すべてのもの
チッパー	6-ロ	工 機 ・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	6	工 機 ・すべてのもの
印刷機械	7	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	7	・原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	8	・カレンダーロール機以外 ・原動機の定格出力が30kW以上のもの	8	・カレンダーロール機以外 ・原動機の定格出力が30kW以上のもの
合成樹皮用射出成形機	9	・すべてのもの	9	・すべてのもの
鋳型造形機	10	・ジョルト式のものに限る	10	・ジョルト式のものに限る